

愛知県地域保健医療計画（案）の概要

第 1 部 総論

第 1 章 計画の基本理念

(1) 経緯

- 医療法第 30 条の 4 第 1 項に基づき、本県の医療を提供する体制の確保に関する計画を定めているが、平成 29 年 3 月に「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」が改正されたことを踏まえ、本県計画も見直すこととした。
- 「愛知県がん対策推進計画（第 3 期）」、「愛知県高齢者健康福祉計画（第 7 期）」など各種の計画が新たに策定されることから、これらと整合性を図るための所要の見直しも行った。

(2) 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間

(3) 計画の進行管理

- 整備目標や目標値を記載した項目の進行管理については、愛知県医療審議会に報告し、進捗状況を評価するとともに推進方策等について意見を求めるなどして、進行管理の徹底を図る。
- また、進捗状況を県のホームページに掲載するなど、広く県民に広報する。

第 3 部 医療提供体制の整備

第 1 章 保健医療施設の整備目標

(3) 地域医療支援病院の整備目標

2 次医療圏に 1 か所以上の整備に努める。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
地域医療支援病院数	10 医療圏 24 病院 (H29 年 10 月)	2 次医療圏に 1 か所以上

第 3 章 救急医療対策

- 第 3 次救急医療機関の病院群輪番制の参加も含めて、地域の実情に応じた第 2 次救急医療体制の構築について検討を進める。
- 救命救急センターの 2 次医療圏への複数設置を進める。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
救命救急センターの整備	23 病院 ※複数設置 6 医療圏 (H30 年 2 月 (予定))	2 次医療圏に原則として複数設置

第4章 災害医療対策

- 全ての災害拠点病院及び災害拠点精神科病院において、災害時における中心的な役割を果たすために必要な機能の充実・強化を図る。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、コーディネート機能が十分に発揮できるよう、災害医療コーディネーター、県医師会等関係団体、自衛隊等関係機関との連携体制の充実・強化を図る。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
BCP の考え方に基づいた災害対策マニュアルを策定している災害拠点病院	15 病院 (H29 年 4 月)	全ての災害拠点病院 (35 病院)

第5章 周産期医療対策

(1) 周産期医療対策

- 周産期ネットワークを一層充実強化し、安心して子どもを産み育てる環境の整備を進める。
- 地域特性に対応した NICU の整備に努める。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
新生児集中治療管理室 (NICU) の整備	165 床 (H29 年 10 月)	180 床

第6章 小児医療対策

(1) 小児医療対策

身近な地域で診断から治療、また子どものニーズに応じたサービスが提供できるよう、医療機関や地域関係機関の連携を推進する。

(2) 小児救急医療対策

小児重症患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児医療センターを中心に、PICU を有する医療機関との連携体制の充実・強化を図る。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
小児集中治療室 (PICU) の整備	22 床 (H29 年 4 月)	26 床以上

第7章 へき地保健医療対策

- へき地医療支援機構と地域医療支援センターが中心となり、へき地に係る保健・医療関係者と連携し、へき地保健医療対策を推進する。
- 総合的な診療ができ、かつ地域包括ケアシステムを支えることができる医師の確保のため、へき地医療拠点病院とへき地診療所との連携を強化し、へき地医療を支える医師の育成について検討する。
- へき地医療に従事する医師とのコミュニケーションの強化を図るとともに、関係医療機関の協力を得ながら、へき地医療に従事する医師のキャリア形成を推進する。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
代診医等派遣要請に係る充足率	100% (H28 年度)	100%

第8章 在宅医療対策

〈プライマリ・ケアの推進〉

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及等に取り組む。

〈在宅医療の提供体制の整備〉

在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や、退院時から看取りまで切れ目のない在宅医療提供体制の確保を目指すとともに、関係多職種がチームとなって患者・家族をサポートする体制の構築に取り組む市町村を支援する。

〈目標値〉

項 目	現 状 値	目 標 値
訪問診療を実施する診療所・病院	1,505 施設 (H27 年度)	1,854 施設 (H32 年度)
在宅療養支援診療所・病院	797 施設 (H30 年 1 月)	902 施設 (H32 年度)
機能強化型在宅療養支援診療所・病院	219 施設 (H30 年 1 月)	248 施設 (H32 年度)
在宅療養後方支援病院	21 施設 (H30 年 1 月)	24 施設 (H32 年度)
24 時間体制訪問看護事業所	583 施設 (H30 年 1 月)	660 施設 (H32 年度)
機能強化型訪問看護事業所	22 施設 (H30 年 1 月)	25 施設 (H32 年度)
訪問歯科診療を実施する歯科診療所	838 施設 (H26 年 10 月)	1,080 施設 (H32 年度)
在宅療養支援歯科診療所	628 施設 (H30 年 1 月)	702 施設 (H32 年度)
訪問薬剤管理指導を実施する事業所	3,052 施設 (H30 年 1 月)	3,454 施設 (H32 年度)
退院支援を実施する診療所・病院	136 施設 (H27 年度)	168 施設 (H32 年度)
在宅看取りを実施する診療所・病院	588 施設 (H27 年度)	724 施設 (H32 年度)

第9章 保健医療従事者確保対策

〈医師、歯科医師、薬剤師〉

病院勤務医の過重労働解消のための環境整備や、医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成・確保、女性医師の働きやすい環境整備などの医師確保対策に取り組む。

〈看護職員〉

量的な確保及び資質の向上等に取り組む。

〈理学療法士、作業療法士、その他〉

資質の高い保健医療従事者の養成を推進する。

(参考)

愛知県地域保健医療計画の策定経過及び今後のスケジュール

年 月 日	内 容
平成 29 年 9 月 13 日	医療審議会 5 事業等推進部会にて意見聴取
平成 29 年 11 月 6 日	医療審議会医療体制部会にて案の承認
平成 29 年 11 月 29 日	医療審議会にて案の承認
平成 29 年 12 月 15 日	医療法に基づく市町村等への意見聴取、県民意見募集 (～平成 30 年 1 月 14 日)
平成 30 年 2 月 6 日	医療審議会 5 事業等推進部会で検討
平成 30 年 2 月 14 日	医療審議会医療体制部会で承認 (予定)
平成 30 年 3 月	医療審議会承認 → 県へ答申 (予定)
平成 30 年 4 月	第 7 次計画スタート (～平成 36 年 3 月、6 年間)